



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

Y A 生

◎工作物建築統制規則關係法令

昭和十八年四月

目 次

内務省國土局

淮規格（昭和十八年四月内閣告示第三號）

五、土木工作物ノ構造種別選定規準ニ關スル臨時日本標準規格
(昭和十八年四月内閣告示第四號)

六、工作物建築統制規則ニ關スル件（昭和十八年三月三十日内務

省發書第一號各道府縣知事宛内務次官通牒）

七、工作物建築統制規則施行ニ關スル件（昭和十八年三月二十五日一八企局第九四五號各地方長官宛商工省企業局長依命通牒）

一 工作物建築統制規則

商工省令第十七號

物資統制令ニ基キ工作物建築統制規則左ノ通定ム

四、建築物ノ構造種別選定規準及居住用建物ニ關スル臨時日本標準告示第二百八十五號）

三、昭和十四年五月商工省告示第百四號及同年十一月商工省告示第三百十七號廢止ノ件（昭和十八年四月商工省告示第二百八十六號）

昭和十八年四月一日

商工大臣 岸 信 介

工作物製造統制規則

第一條 物資統制令ニ依ル工作物ノ製造（新築、増築、改築、移

轉、修繕又ハ變更ヲ謂フ以下同ジ）ノ統制ニ付テハ本則ノ定ム

ル所ニ依ル

第二條 工作物ハ商工大臣ノ指定シタル鐵鋼ヲ材料トシテ使用シ

テ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラ

ズ

一 商工大臣製造ヲ統制スルノ要ナシトシテ指定シタル場合

二 商工大臣ガ緊要工作物トシテ指定シタルモノノ製造ニ付商

工大臣（商工大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ許可ヲ受ケ

タル場合

第三條 前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外工作物ヲ製造セントスル

者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ商工大臣製造ヲ統制スルノ

要ナシトシテ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請ハ商工大臣不急ノ製造トシテ指定シタル場合

ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 商工大臣又ハ地方長官ハ第二條第二號又ハ前條第一項ノ

許可（以下製造許可ト稱ス）ニ條件ヲ附スルコトヲ得

第五條 築造許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲タル事項ヲ記載シタ

ル許可申請書ヲ商工大臣又ハ地方長官ニ提出スマシ

一 工作物ノ位置

二 敷地ノ面積

三 工作物ノ用途

四 製造ヲ必要トスル事由

五 工作物ノ規模及構造

六 設計及工事計畫ノ概要（配管圖、平面圖及資材ノ使用場所

ヲ明示シタル圖面ヲ添附スベシ）

七 資材ノ使途別品種別所要數量

八 工事費

九 工事着手及完了ノ豫定期

十 工事請負人アルトキハ其ノ氏名名稱及住所

前項ノ許可申請書ノ提出アリタル場合ニ於テ商工大臣又ハ地方

長官必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲タル事項以外ノ事項

ヲ記載シタル書面ヲ提出セシムルコトヲ得

第一項第六號及第七號ノ資材ハ商工大臣之ヲ指定ス

第六條 築造許可ヲ受ケタル者工事完了前前條第一項第一號、第

三號又ハ第五號乃至第七號ニ掲タル事項ヲ變更セントスルトキ

ハ其ノ事由ヲ具シ當該築造許可ヲ爲シタル行政官廳ノ許可ヲ受

クベシ

第七條 築造許可ヲ受ケタル者工事ヲ完了シ又ハ廢罷シタルトキ

ハ遲滞大ク之ヲ當該建築許可ヲ爲シタル行政官廳ニ届出ヅベシ

第八條 建造許可ヲ受ケタル者正當ノ事由ナクシテ第五條第一項

ノ許可申請書ニ記載シタル工事著手及完了ノ豫定時期迄ニ工事

ニ着手セズ又ハ工事ヲ完了セザルトキハ商工大臣又ハ地方長官

ハ當該建築許可ヲ取消スコトヲ得

第九條 建造許可ヲ受ケ工作物ヲ建築シタル者又ハ當該工作物ノ

承繼人ハ當該工作物ヲ第五條第一項ノ許可申請書ニ記載シタル

用途以外ノ用途ニ供スルコトヲ得ズ但シ當該建築許可ヲ爲シタ

ル行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 商工大臣又ハ地方長官ハ本則又ハ本則ニ基キテ爲ス處分

ニ違反シテ工作物ヲ建築シタル者ニ對シ當該工作物ノ除却、改

築若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得

第十一條 商工大臣工作物ノ建築ニ付其ノ規格ヲ指定シタル場合

ニ於テハ當該工作物ハ當該規格ニ依ルニ非ザレバ之ヲ建築スル

コトヲ得ズ

前項ノ規定ハ商工大臣前項ノ規定ニ依リ規格ヲ指定シタル際現

ニ建築工事中ノ工作物ニハ之ヲ適用セズ

第十二條 地方長官必要アリト認ムルトキハ工作物ノ建築主又ハ

工事請負人ヨリ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ事務

所、作業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ工事ノ狀況若ハ工作物、畫類、

帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得

第十三條 物資統制令第二十條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十四條 本則ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ地方長

官ヲ經由スベシ

第十五條 本則ニ於テ地方長官トハ東京府ニ在リテハ警視總監ト

附 則

第十六條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 鐵鋼工作物建築許可規則及木造建物建築統制規則ハ之

ヲ廢止ス

第十八條 本則施行ノ際既ニ建築工事ヲ完了シ又ハ現ニ建築工事

中ノ工作物ニシテ其ノ建築ニ付從前ノ鐵鋼工作物建築許可規則

第一條ノ許可ヲ受ケ又ハ同則第七條ノ届出ヲ爲シタルモノニ付

テハ本則ノ規定(第二十二條乃至第二十四條ヲ除ク)ニ拘ラズ

仍從前ノ鐵鋼工作物建築許可規則ノ規定ヲ適用ス

第十九條 本則施行ノ際既ニ建築工事ヲ完了シ又ハ現ニ建築工事

中ノ工作物ニシテ其ノ建築ニ付從前ノ木造建物建築統制規則第

一條第一項若ハ第二條第一項ノ許可ヲ受ケ又ハ同則第一條第二

項若ハ第二條第二項ノ届出ヲ爲シタルモノニ付テハ本則ノ規定

ニ拘ラズ仍從前ノ木造建物建築統制規則ノ規定ヲ適用ス

第二十條 第二條ノ規定ノ適用ヲ受ケキ工作物ニシテ本則施行

ノ際現ニ建築工事中ノモノ(第十八條ニ掲タルモノヲ除ク)ニ付

テハ第二十二條乃至第二十四條ノ規定ヲ除クノ外本則ノ規定ハ
之ヲ適用セズ

第二十一條 第三條ノ規定ノ適用ヲ受クベキ工作物ニシテ本則施行ノ際現ニ築造工事中ノモノニ付左ニ掲タル事項ヲ記入
ヲ除クニ付テハ本則ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二十二條 第二條ノ規定ノ適用ヲ受クベキ工作物（商工大臣ガ

緊要工作物トシテ指定シタルモノヲ除ク）ニシテ本則施行ノ際現ニ築造工事中ノモノニ付テハ當該築造工事ハ昭和十八年六月一日ヨリ同年十一月三十日ニ至ル期間（商工大臣築造主ニ對シ別段ノ期間ヲ指示シタルトキハ其ノ指示シタル期間）ハ之ヲ繼續スルコトヲ得ズ但シ商工大臣築造主ニ對シ當該築造工事ヲ繼續スルコトヲ得ル旨ノ指示ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（表
面）

二 工事進捗ノ程度

別記様式（用紙ノ大キサハ日本標準規格A7トシテ中央點線ノ所ヨリ二ヶ折ト爲ス）

商工大臣必要アリト認ムルトキハ築造主ニ對シ第二條ノ規定ノ適用ヲ受クベキ工作物ニシテ本則施行ノ際現ニ築造工事中ノモノニ付當該築造工事ヲ廢罷スペキコトヲ命ズルコトアルベシ
前項ノ規定ニ依ル命令ハ特別ノ場合ヲ除クノ外昭和十八年十一月三十日ヲ限リ之ヲ爲スモノトス

第二十三條 前條第三項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者物資統制令第十八條第一項ノ損失ノ補償ノ請求ヲ爲サントスルトキハ當

該命令アリタル日ヨリ三月以内ニ之ヲ請求スベシ但シ商工大臣ノ承認ヲ承ケタルトキハ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官
廳府省又ハ
職
縣ノ印
氏
名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ
命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナ
ル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査
セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ
検査ヲ拓ミ、妨げ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五
百圓以下ノ罰金ニ處ス

物資統制令第二十條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規
定ニ基キ關係者ヨリ統制物資ニ關スル統制又ハ其ノ統制事務
ニ付テノ協力ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ
工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況
若ハ統制物資、書類、帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於
テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ攜帶セシムベシ

工作物製造統制規則第十二條 地方長官必要アリト認ムルトキ

商工省告示第二百八十五號

工作物製造統制規則ノ規定ニ依リ指定スルコト左ノ如シ

昭和十八年四月一日

商工大臣 岸 信 介

二 第二條ノ規定ニ依リ鐵鋼左ノ通指定ス

軌條、形鋼、棒鋼、鋼板（厚一釐未滿ノモノヲ除ク）、鋼管、鐵
管二 第二條第一號ノ規定ニ依リ建築ヲ統制スルノ要ナキ場合左ノ
通指定ス

左ノ各號ノニ該當スル場合

(一) 工作物ノ建築工事ノ爲必要ナル假設工作物ヲ建築スル場
合

(二) 神社ノ用ニ供スル工作物ヲ建築スル場合

(三) 鐵山ノ坑道、坑内工作物、軌道又ハ配管設備ヲ建築スル

ハ工作物ノ建築主又ハ工事請負人ヨリ必要ナル報告ヲ徵シ又
ハ當該官吏ヲシテ事務所、作業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ工事
ノ狀況若ハ工作物、書類、帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得
工作物製造統制規則第十三條 物資統制令第二十條第二項ノ證
票ハ別記様式ニ依ル

(四) 一二掲タル鐵鋼ニ付テハ當該工作物ノ材料トシテ使用セラレタルモノノミヲ材料トシテ使用シテ當該工作物ヲ鑄造ス

ル場合

三 第二條第二號ノ規定ニ依リ緊要工作物左ノ通指定ス

左ノ各號ノ一二該當スル工作物

(一) 工作物ニシテ臨時日本標準規格第三百四十五號第四條第一號、第五號若ハ第六號又ハ臨時日本標準規格第三百五十五號第四條第三號ニ該當スルモノ

(二) 左ニ掲タル事業又ハ施設ノ用ニ供スル工作物ニシテ臨時日本標準規格第三百四十五號第四條(第一號、第五號及第六號ヲ除ク)又ハ臨時日本標準規格第三百五十五號第四條(第三號ヲ除ク)ニ該當スルモノ

(1) 鑄業

(2) 土石(石灰石、ドロマイド、カリ原鹽、ペントナイト又ハ耐火粘土ニ限ル)採取業(石灰石粉未製造業ヲ含ム)

(3) 製鐵業及鍛鑄、鋼索、高壓容器又ハ硬鋼線ノ製造業

(4) 非鐵金屬製鍊業及銅又ハ銅合金ノ管、線、棒又ハ板ノ製造業

(5) 輕金屬製造業及輕金屬ノ管、線、棒又ハ板ノ製造業(水晶石又ハ弗化アルミニウムノ製造業ヲ含ム)

(6) 輕合金製造業

(7) 電極製造業(ピツチコータス製造業ヲ含ム)

(8) 兵器製造業

(9) 工作機械製造事業法及重要機械製造事業法ノ適用ヲ受クル工作機械製造業及重要機械製造業

(10) 自動車製造事業法ノ適用ヲ受クル自動車製造業

(11) 造船業(造船業ヲ含ム)

(12) 航空機(滑空機ヲ含ム)製造業

(13) 石油精製業(混合加工油製造業ヲ含ム)及人造石油又ハ代用液體燃料ノ製造業

(14) アルコール製造業

(15) 重要化學工業品製造業

(16) 航空輸送事業

(17) 電力施設

(18) 瓦斯施設

(19) 通信施設

(20) 鐵道、軌道又ハ索道ノ施設

(21) 道路、港灣、河川、運河又ハ砂防ノ施設

(22) 橋梁又ハ隧道ノ施設

(23) 航路標識施設

(24) 給排水施設

(25) 水利又ハ耕地擴張改良ノ施設

26 航空訓練施設

27
設施研究研究技術科學

改修ノ爲工作物ノ築造スル場合

一戸當ノ床面積五十平方米ヲ超エザル普通住宅ヲ新築ス

(三) 前二號ニ掲タル工作物以外ノ工作物ニシテ其ノ鑄造ガ其

ハ麗ナル事業父ハ旅館ノ経持保有上貢ニ已ム未得サルモニ

第二個第二號，甚是。他
境不長官，請可。聽之。場合不

ノ名號ノ一二該當スル場合

(一) 地方公共團體が工作物(鐵道又ハ軌道ノ施設ノ用ニ供ス)

ルモノヲ除ク) ヲ築造スル場合

ノ、工作物ヲ築造スル場合ニ於テ其ノ材料トシテ使用スル一

ニ掲タル鐵鋼ノ數量ノ合計ガ一噸以下ナルトキ（當該工作物

ガ三ノ(一)ニ掲タル事業又ハ施設ノ用ニ供スルモノナル場合

ヲ除ク)

第三條第一項但書ノ規定ニ依リ築造ヲ統制スルノ要ナキ場合

左ノ通指定又

左ノ各號ノニ該當スル場合

工作物、鑄造工事、爲必要六八個語工作物、鑄造六八場

合
神比、明二共ハ之ニ年幼ヲ襲撃ベシ場合

(三) 墓山ノ坑道及ハ坑内工作物ヲ築造スル場

(四) 行政官廳ノ命令ニ依リ又ハ國ノ補助金ノ交付ヲ受ケ防災

(耕地面積)	(耕作人)
0	0
10,000	10
20,000	20
30,000	30
40,000	40
50,000	50
60,000	60
70,000	70
80,000	80
90,000	90
100,000	100

農家	設附帶 役	堆肥舍	厩尿貯溜槽	廐舍	牛舍	乳牛舍	豚舍	屎尿貯溜槽	廐舍	牛舍	乳牛舍	豚舍	屎尿貯溜槽	廐舍
右各欄ニ掲タル工作物		10	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0
(備考)	本表ニ於テ薄鋼板トハ厚一耗未満ノ鋼板(金屬ヲ鍛シタルモノヲ含ム)ヲ謂フモノトス	10	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0
以外ノ工作物		10	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0
所収納舎又ハ作業		100	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0

鐵鋼、鐵鋼製品、セメント、セメント瓦、厚型スレート、石綿スレート、木毛セメント板、粘土瓦、網入ガラス、板ガラス、木材、耐火木材、アスファルト、アスファルト又ハコールター、ルヲ浸透セシメタル防水紙。

八 第十一條第一項ノ規定ニ依リ規格左ノ通指定ス

普通住宅ニシテ一戸當ノ床面積八十平方米ヲ超エザルモノ、共同住宅及寄宿舎ノ新築ニ付テハ臨時日本標準規格第三百四十六號(第一條、第四條、第五條及第十一條乃至第十三條ヲ除ク)九 第二十二條第一項ノ規定ニ依リ緊要工作物左ノ通指定ス

道、索道、起重機、タンク、配管設備及貯藏庫

(一) 鑄業(銅、鉛、水銀、亜鉛、鐵、マンガン又ハ石油ヲ目的トルモノニ限ル)

(二) 製鐵業

(三) 銅、鉛又ハ亜鉛ノ製鍊業

(四) 輕金屬製造業

(五) 輕合金製造業

(六) 兵器製造業

(七) 工作機械製造事業法第三條及重要機械製造事業法第二條

ノ許可ヲ受ケタル工作機械製造業及重要機械製造業

七 第五條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項第六號及第七號ノ資材築スル場合ヲ除ク)

左ノ通指定ス

(九) 航空機製造業

(十) 石油精製業(廢油再生業ヲ除ク) 及人造石油又ハ代用液

體燃料ノ製造業

(十一) アルコール製造業

(十二) 重要化學工業品(硫酸アンモニヤ、硝酸、鹽化カリ、

酸素、航空燃料助剤、非鐵物油性潤滑油、タール系中間物、

カーバイド、合成樹脂、メタノール及同誘導品、アセチレン

系誘導品、醣酵ブチルアルコール又ハ醣酵アセトンニ限ル)

製造業

(十三) 電力施設

(十四) 瓦斯施設

(十五) 通信施設

三 昭和十四年五月商工省告示第百四號及同年十一月商工

省告示第三百十七號廢止ノ件

商工省告示第二百八十六號

昭和十四年五月商工省告示第百四號(鐵鋼工作物建築許可規則第一

條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ要セザル工作物ノ種類指定ノ

件) 及同年十一月商工省告示第三百十七號(木造建築統制規則

第一條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ要セザル建物ノ種類指定ノ件)

ハ之ヲ廢ス

昭和十八年四月一日

四 建築物ノ構造種別選定規準及居住用建物ニ關スル臨時日本標準規格

日本標準規格

内閣告示第三號

建築物ノ構造種別選定規準及居住用建物ニ關スル臨時日本標準規

格左ノ通定ム

昭和十八年四月一日

内閣總理大臣 東條英機

臨時日本標準規格

第三四五號

建築物ノ構造種別選定規準 種別A

本規格ハ時局ニ鑑ミ臨時的ニ制定シタルモノニシテ當分ノ内ニ依ルモノトス

第一章 總則

第一條 本規格ハ統制物資就中鐵鋼ノ節約ヲ圖ル目的ヲ以テ建築

物(其ノ他ノ工作物ニシテ土木工作物ニ非ザルモノヲ含ム以下

之ニ同ジ)ノ設計ニ當リテノ構造種別選定ノ規準ヲ制定シタル

モノトス

第二條 建築物ノ構造種別ハ次ノ八種トス

一 鐵骨鐵筋コンクリート構造

二 鐵筋コンクリート構造

三 鐵骨構造

四 鐵構造

五 石構造

六 煉瓦構造

七 コンクリート構造

八 木構造

第二章 鐵鋼構造

第三條 本規格ニ於テ鐵鋼構造トヘ前條第一號乃至第四號ノ構造ヲ以テ主要構造部ヲ建築スル構造ヲ謂フ

第四條 次ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ニシテ第二條第五號乃至第八號ノ構造ト爲スコト著シク困難ナルモノニ限り之ヲ鐵鋼構造ト爲スモノトス

一 附表ニ掲タル危險物ノ製造、貯藏又ハ處理ノ用ニ供スル建築物又ハ建築物ノ部分

二 次ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ防護、收容又ハ支持スル建築物又ハ建築物ノ部分

(一) 其ノ破壊ニ因リ當該業務ニ重大ナル支障ヲ來ス虞アリ又ハ重大ナル災害ヲ誘發スル虞アルモノ

(二) 特ニ樞要ナル施設ニシテ復舊甚シク困難ナルモノ

三 次ノ各號ノ一ニ該當スル建築物又ハ建築物ノ部分

(一) 荷重著シク大ナルモノ

(二) 特ニ振動防止ノ要アルモノ又ハ甚シキ振動ヲ受クルモノ

法 令

(三) 著シク大ナル高又ハ張間ヲ必要トスルモノ

四 作業等ノ性質上高熱ヲ受クル建築物又ハ建築物ノ部分

五 防空上緊要ナル建築物又ハ建築物ノ部分

六 鐵鋼構造ト爲スニ非レバ保安上其ノ他ニ重大ナル支障ヲ來ス虞アルモノ

附 則

火薬 金屬カリウム セルロイド 過酸化バリウム

爆薬 金屬ナトリウム 圧縮ガス 二硫化炭素

銃用實包室包キシロール 液體ガス メタノール

銃用雷管 ピクリン酸 電子ガス アルコール

工業用雷管 ピクリン酸類 可燃性ガス エーテル

鹽素酸鹽類 テレビン油 カーバイド アセトン

過鹽素酸鹽類 第一種石油 マグネシウム 醋酸エステル

硝酸鹽類 第二種石油 過酸化水素水 ニトロセルロース

黃磷 第三種石油 過酸化カリ ベンゾール

赤磷 燐寸 過酸化ソーダ トルオール

硫化磷

備考

一 石油トハ原油、原油ノ分溜製品（殘渣ヲ含）及其ノ分解製品並ニ天然「ガス」ノ分離製品ニシテ常溫ニ於テ液狀ヲ爲

スモノヲ謂フ

「タール」類ノ分潤油 貝岩油 石炭液化油其ノ他之ニ類ス

トス

ル燃料油ヘ之ヲ石油ト看做ス

第三章 建物ノ規模

石油ニシテ「ア・ペル」又ヘ「ベンスキー、マルテンス」閉塞

第四條 建物ノ規模別稱呼ハ附表ニ依ル

發焰試驗器ヲ用ヒ七六〇耗ノ氣壓ニ於テ二一度C未滿ノ溫度ニテ發焰スルモノヲ第一種二一度C以上七〇度C未滿ニ

第五條 普通住宅ハ一戸當リノ床面積八〇平方米以下トス

テ發焰スルモノヲ第二種七〇度C以上ノ溫度ニ達セザレバ

第六條 長屋建ハ一戸當リノ床面積二四平方米以上トス

發焰セザルモノヲ第三種トス

第七條 二戸建ハ一戸當リノ床面積二八平方米以上トス

二 「セルロイド」中ニハ「エイルム」以外ノ加工品ヲ含マズ

第八條 一戸建ハ床面積四六平方米以上トス

三 「アルコール」中ニハ「麁性アルコール」ヲ含ム

第九條 共同住宅ハ一世帯當リノ床面積一五平方米以上二八平方

四 可燃性ガストハ石炭ガス以外ノ「ガス」ニシテ例へバ

第十條 共同住宅及寄宿舎ハ一人當リノ床面積一〇平方米以下トス

水素「ガス」「天然ガス」「メタンガス」等ノ如キモノヲ謂フ

ス

臨時日本標準規格 第三四六號

居住用建物

種別A

本規格ハ時局ニ鑑ミ臨時のニ制定シタルモノニシテ當分ノ内ニ依ルモノトス

第一章 總則

第四章 就寝ニ供シ得ル居室

第十一條 就寝ニ供シ得ル居室數ノ最小限ハ附表ニ依ル

第十二條 普通住宅ノ就寝ニ供シ得ル居室ノ床面積ノ合計ノ總床面積ニ對スル比率ノ標準ハ長屋建ニ在リテハ五五%二戸建ニ在リテハ五二%一戸建ニ在リテハ五〇%トス

第十三條 共同住宅ノ就寝ニ供シ得ル居室ノ床面積ノ合計ノ總床面積ニ對スル比率ノ標準ハ五〇%トス

第十四條 寄宿舎ノ就寝ニ供シ得ル居室ハ一人當リノ床面積二・五平方メートル以上トス

第二條 建物ノ形式

第三條 建物ハ平家建及二階建ノ二種トス

普通住宅ハ一戸建、二戸建及長屋建(六戸建以下)ノ三種

規
模
別
稱
呼

標準總床面積

就寢ニ供シ得ル居室數ノ最小限
共同住宅 長屋 二戸建 一戸建

第一條 本規格ハ鐵鋼ノ節約ヲ圖ル目的ヲ以テ土木工作物ノ設計
ニ當リテノ構造種別選定ノ規準ヲ制定シタルモノトス

一 號 一
一 人當り
一〇平方米以下
二 號 二
二五平方米
三 號 三
三〇平方米
四 號 四
四十平方米
五 號 五
五十平方米
六 號 六
六十平方米
七 號 七
七十平方米

第二條 土木工作物ノ構造種別ハ次ノ三種トス
一 鋼構造(鐵構造ヲ含ム)
二 鐵筋コンクリート構造
三 其ノ他ノ構造

第二章 鐵鋼構造

第三條 本規格ニ於テ鐵鋼構造トハ前條第一號又ハ第二號ノ構造
ヲ以テ主要構造部ヲ建築スル構造ヲ謂フ

第四條 土木工作物ニシテ其ノ工作物ノ機能上當然鐵鋼構造タル
ベキモノ又ハ次ノ各號ノニ該當シ第二條第三號ノ構造ト爲ス
コト著シク困難ナルモノニ限り之ヲ鐵鋼構造ト爲スモノトス

第五 土木工作物ノ構造種別選定規準ニ關スル臨時日本標準
規格
内閣告示第四號
土木工作物ノ構造種別選定規準ニ關スル臨時日本標準規格左ノ通
定ム

昭和十八年四月一日

内閣總理大臣 東條英機
第三五五號

臨時日本標準規格

土木工作物ノ構造種別選定規準 類別 A

本規格ハ時局ニ鑑ミ臨時のニ制定シタルモノニシテ當分ノ内之ニ

依ルモノトス

第一章 總 則

法 令

(六) 復舊甚シク困難ナルモノ

(七) 特ニ振動防止ノ要アルモノ又ハ甚シキ振動ヲ受クル處
アルモノ

三 防空上緊要ナル工作物又ハ工作物ノ部分

六 工作物築造統制規則ニ關スル件

(昭和十八年三月三十日内務省發書第
一號各道府縣知事宛内務次官通牒)

標記ノ件四月一日ヨリ商工省令並ニ商工省告示ヲ以テ施行可成
候處右ハ從前鐵鋼工作物築造許可規則並ニ木造建物建築統制規
則ヲ廢シ工作物築造統制ヲ全面的ニ強化シ鐵鋼、セメント等各種
資材ノ使用ヲ制限シ以テ戰力ノ増強ヲ圖ラントスルモノニ有之候
條公共團體ノ工事ニ關シテモ右趣旨ニ協力スル様特ニ御指導御配
慮相成度尙地方公共團體ノ工作物ハ地方長官ニ於テ之ガ許否ヲ決
定スルコト、相成候ニ付テハ其ノ運用ニ當リテハ眞ニ戰時下緊急

(イ) 既設工作物例ヘバ建築物橋梁、港灣等ノ材料トシテ使用
セラレタル指定鐵鋼(告示第一)

即チ所謂「古材」ヲ使用シ當該工作物ノ改築、移轉等ヲ行フ
場合

(ロ) 工作物築造ヲ爲スタマ必要ナル假設工作物即チ例ヘバ航
條ノ布設、假事務所等ノ築造ヲ行フ場合

三 公共團體ノ築造スルニ以上ノ工作物ニシテ性質上一工事トシ
テ一體的ニ取扱フベキモノハ之ヲ一件トシテ處理スルコト

四 届書ノ記載事項中

付テハ事ノ重要性ニ鑑ミ特ニ左記事項御留意ノ上御調整相成
商工省ニ提出ト同時ニ其ノ寫ヲ内務省ニ御送附相煩度

記

一 告示第四ニ地方公共團體ガ工作物ヲ築造スル場合トハ地方費
ヲ以テ築造スル場合ヲ指スモノナルコト

從ツテ沖繩縣振興事業、知事ノ施行スル特殊國道改良事業、北
海道拓殖費支拂土木事業等ニ屬スル工作物ノ築造ニ付テハ本則
ノ適用ハ無ニ付注意スルコト

尙受託工事ニ付テハ委託者ガ地方公共團體タル場合ハ當然「地
方公共團體ノ工作物」トシテ取扱フコト

二 左ノ場合ニ於テハ規則第二十四條ノ届書ヲ要セザルコト(告
示第四)

(イ) 既設工作物例ヘバ建築物橋梁、港灣等ノ材料トシテ使用

セラレタル指定鐵鋼(告示第一)

即チ所謂「古材」ヲ使用シ當該工作物ノ改築、移轉等ヲ行フ

場合

(ロ) 工作物築造ヲ爲スタマ必要ナル假設工作物即チ例ヘバ航
條ノ布設、假事務所等ノ築造ヲ行フ場合

三 公共團體ノ築造スルニ以上ノ工作物ニシテ性質上一工事トシ
テ一體的ニ取扱フベキモノハ之ヲ一件トシテ處理スルコト

四 届書ノ記載事項中

事ナリヤ否ヤニ付詳細ニ記載スルコト

(ロ)「工事ノ進捗程度ニ付テハ其ノ工事全體ノ實進捗程度(數個ノ工作物ヲ含ム時ハ夫々ノ工作物ニ付其ノ實進捗程度ヲモ併記)ヲ百分比等ニテ表ハスト共ニ一部完成ニ依リ利用效果アルモノニ付テハソレヲモ記載スルコト

七 工作物築造統制規則施行ニ關スル件

(昭和十八年三月二十五日一八企局第九四五)

上適宜地方廳令ヲ制定シ本則施行ノ圓滑ヲ圖ルコト
ノ許可、第七條ノ届出又ハ第八條ノ取消ニシテ地方長官限り處理セルモノニ付テハ四半期毎ニ取纏メ別紙様式ニ依リ各翌月十五日迄ニ商工大臣ニ報告スルコト

四 地方長官規則第十條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲サントスルトキハ豫々其ノ事由ヲ具シ商工大臣ニ經伺スルコト

五 規則第二十一條ノ規定ニ適用ヲ受クベキ工作物ニ付テハ必

要事項ヲ届出シメ取締上遺憾ナキヨ期スルコト

二 許可申請書、届書等ノ取扱上ノ注意事項

一 本則施行ニ關スル事務ハ一部課ヲシテ主管セシメ運用ノ統一ヲ期スルト共ニ主管部課ヲシテ關係部課ト密接ナル連絡ヲ保タシメ實施上ノ圓滑ヲ期スルコト

記

第一 一般事項

一 本則施行ニ關スル事務ハ一部課ヲシテ主管セシメ運用ノ統一ヲ期スルト共ニ主管部課ヲシテ關係部課ト密接ナル連絡ヲ

アルモノニ付テハソレヲモ記載スルコト

法

令

二 本則ノ規定ニ依ル許可申請書ニシテ商工大臣宛提出スルモノハ之ヲ通提出セシムルコトトシ副本ヲ止メ處分ニ關シ意見アル場合ハ此ノ意見ヲ附シ正本ヲ進達スルコト

本則ノ規定ニ依ル許可申請書ニシテ地方長官宛提出スルモノ

二 本則ノ施行ニ關シ必要アルトキハ別添三施行細則案参照ノ

上適宜地方廳令ヲ制定シ本則施行ノ圓滑ヲ圖ルコト

三 規則第二條第二號、第三條第一項、第六條若ハ第九條但書

ノ許可、第七條ノ届出又ハ第八條ノ取消ニシテ地方長官限り處理セルモノニ付テハ特記スルモノノ外市街地建築物

六 本則ニ於ケル用語ニ付テハ特記スルモノノ外市街地建築物法關係法令ノ用例ニ從フモノナルコト

六 本則ニ於ケル用語ニ付テハ特記スルモノノ外市街地建築物法關係法令ノ用例ニ從フモノナルコト

五 規則第二十一條ノ規定ニ適用ヲ受クベキ工作物ニ付テハ必

要事項ヲ届出シメ取締上遺憾ナキヨ期スルコト

六 本則ニ於ケル用語ニ付テハ特記スルモノノ外市街地建築物

法關係法令ノ用例ニ從フモノナルコト

六 本則ノ規定ニ基ク許可申請ハ許可認可等行政事務處理簡捷提

令ノ適用ヲ受クルモノナルニ付許可申請書ノ取扱ニ付テハ同

令ノ規定並ニ之ニ關スル通牒ヲ嚴守スルト共ニ其ノ他ノ書類

ノ取扱ニ付テモ迅速ヲ旨スルコト

二 本則ノ規定ニ依ル許可申請書ニシテ商工大臣宛提出スルモノハ之ヲ通提出セシムルコトトシ副本ヲ止メ處分ニ關シ意見アル場合ハ此ノ意見ヲ附シ正本ヲ進達スルコト

本則ノ規定ニ依ル許可申請書ニシテ地方長官宛提出スルモノ

ハ之ヲ一通提出セシムルコト

附記セシムルコト

三 本則ノ規定ニ依ル建築許可ノ申請ハ之ガ受理ヲ制限セラレ
居ルヲ以テ受理ニ當リテハ規定ニ照シ受理シ得ルモノナリヤ
否ヤノ審査ヲ爲スコト
尙建築許可申請ノ受理制限ニ關シテハ左ノ諸點ニ留意ノ上之
ガ取扱ヲ爲スコト

(一) 告示三ノ緊要工作物ニ該當スルヤ否ヤノ認定困難ナル
モノニ付テハ商工大臣ガ當該建築許可ヲ爲スベキ場合ニ在
リテハ一應當該許可申請書ヲ進達シ、地方長官ガ當該建築
許可ヲ爲スベキ場合ニ在リテハ其ノ事由ヲ具シ商工大臣ニ
經伺スルコト

(二) 御眞影奉安庫ハ臨時日本標準規格第三百四十五號第四
條第六號ニ該當シ從テ告示三ノ緊要工作物ナルコト
(三) 軍施設等ノ新設ニ伴ヒ發展著シキ地方ニシテ告示六ニ
依リ商工大臣ノ地域ノ指定告示ヲ要スル場合ハ意見ヲ具申
スルコト

四 規則第五條第一項ノ許可申請書ニ付テハ左ノ諸點ニ留意ノ

上之ガ取扱ヲ爲スコト

(一) 第三號ニ關シテハ工作物ノ屬スル事業又ハ施設ノ種
類、工事完了後自己ニ於テ使用スルモノナリヤ他人ニ貸渡
又ハ譲渡スルモノナリヤノ別及住宅ニ在リテハ居住人數ヲ

六 第二十四條ノ届書ニ付テハ左ノ諸點ニ留意ノ上之ガ取扱ヲ
一通提出セシムルコト

(一) 第六號ニ關シテハ第二條第二號ノ許可ヲ申請スル場合
ニ在リテハ配管設備ヲ建築スル場合ヲ除クノ外立面圖、斷
面圖及主要構造部ノ詳細圖及構造計算書ヲ添附セシムルコ
ト

(二) 第七號ニ關シテハ資材ニシテ配給ノ割當ヲ受ケキ官
廳又ハ統制團體アルモノニ付テハ當該官廳又ハ統制團體ノ
割當見込書ヲ、其ノ他ノ資材ニ付テハ入手見込調書ヲ添附
セシムルコト

(四) 臨時資金調整法ノ規定上適法ニ事業設備ノ新設等ヲ爲
ス場合ノ當該工作物ノ建築ニシテ地方長官ノ建築許可ヲ受
クベキモノニ付提出スル許可申請書ニハ之ヲ證スルニ足ル
書面ヲ添附セシムルコト

(一) 第一號ニ關シテハ未使用ノ資材ニ付テハ現物入手済ノ
モノト現物未入手ノモノトヲ區分シ且現物未入手ノモノニ付
テハ其ノ入手ノ見込時期(鐵鋼及セメントニ付テハ割當證明
書入手ノ有無)ヲ附記セシムルコト

(二) 第二號ニ關シテハ左ノ事項ヲ附記セシムルコト

(1) 従前ノ鐵鋼工作物建築許可規則第一條ノ許可ヲ受ケ

又ハ同則第七條ノ届出ヲ爲シタルモノニ在リテハ當該許

可ヲ受ケ又ハ當該届出ヲ爲シタル年月日及當該許可申請、

書又ハ届書ニ記載シタル工事着手及竣工ノ豫定期限

(2) 工事着手ノ年月日

(3) 昭和十八年五月三十一日迄ニ工事ヲ完了シ得ルヤ否
ヤノ見込

(4) 工作物ノ規模ヲ縮少シテ(此ノ場合ニ於テハ從前ノ
鐵鋼工作物建築許可規則第一條ノ許可ヲ受クルコトヲ要
スルモノニ在リテハ同則第三條ノ許可ヲ受クルコトヲ要
スルモノナル場合ニ在リテハ其ノ概要

(5) 工事ノ完了見込ノ有無及見込アルモノニ在リテハ完
了豫定年月日

(6) 本則施行ノ際工事ヲ中止セルモノニ在リテハ中止ノ
時期及理由

法
令

(三) 本届書ヲ受理シタルトキハ從前ノ鐵鋼工作物建築許可
規則第一條ノ許可ヲ受ケ又ハ同則第七條ノ届出ヲ爲シタル
者ノ提出シタルモノニ付テハ當該許可申請書又ハ届書ト記
載内容ニ付照合ヲ爲シ虚偽ノ届出ヲ防止スルコト尙必要ア
ルトキハ事情ノ聽取、現場検査ヲ爲スコト

七 規則第二十四條ノ届書ハ受理ノ日ヨリ十日以内ニ商工大臣
ニ進達スル様取計ヒ尙進達ニ當リテハ概不左ノ標準ニ照シ且
具體的事情ニ即シ五月三十一日迄ニ工事ノ完了確實ナルヲ以
テ特別ノ措置ヲ必要トセザルヤ、工事ヲ繼續完了セシムベキ
ヤ、工作物ノ規模ヲ縮少セシメテ工事ヲ繼續完了セシムベキ
ヤ、工事ノ廢罷ヲ命ズベキヤ等ニ付テノ意見ヲ具申スルコト

(一) 工事進捗ノ程度ガ工作物ノ規模ヨリ見テ八割程度以上
ニシテ資材ノ入手確實ナルトキハ工事ヲ繼續完了セシムル
ヲ可トス

(二) 軍事上又ハ生産擴充上ノ緊要性、緊急性ヲ考慮スベキ
ノモノトス
八 規則第二十二條第一項ノ緊要工作物ニ付テノ規則第二十四
條ノ届書ニ付テハ前二項ノ取扱ヲ要セズ其ノ儘進達シ差支
ナキコト(本誌法令解説欄木村行藏氏記事参照)

○土木工事戰時規格

内務省

一八、三、五

第一章 総則
第二章 各種
第一節 河川
第二節 道路
第三節 港灣
第四節 上下水道
第五節 材料

第一章 総則

第一 本規格ハ主要資材主トシテ鐵鋼、セメント等ノ使用節約ノ

目的ヲ以テ土木工事ニ關スル設計、工法、資材使用等ニ付戰時ニ於ケル基準ヲ規定シタルモノトス

第二 前記ノ目的ヲ達成セシガ爲メ特ニ重要ナル構造物ニシテ眞ニ已ムヲ得

ニ已ムヲ得ザルモノヲ除キ設計上安全率ノ低減、耐久命數ノ大幅縮短等土木工作物ノ構造的質ノ切下ヲ行フモノトス

第三 前記ノ構造的質ノ切下ノ程度ハ概ネ左記事項ヲ考慮ノ上適當ニ之ヲ決定スルモノトス

一、構造物ノ重要度
二、將來ノ補強ノ難易

三、修繕ノ難易

前項ノ決定ニ當リテハ特ニ重要ナル構造物ニシテ眞ニ已ムヲ得ザルモノヲ除キ地震力等ハ之ヲ考慮セザルモノトス

第四 構造的質ノ切下ハ材料ノ適正使用、適切ナル設計、工法ノ改善又ハ入念ナル施行ニ依リ克服すべく努ムモノトス

第五 鐵鋼工作物ニ付テハ土木工作物ノ構造種別選定規準ニ依ルモノトス(別紙參照)

第二章 各種

第一節 河川

第一工法

一、護岸、水制

1. 河川ノ狀況ニ應シ、主要資材ヲ使用セザル簡易ナル工法ヲ選ブコト

2. 法面ハ之ヲ緩ニシ法覆工及法止工ヲ簡易ニ爲スコト
3. 練積ハ最小限度ニ止メ、主トシテ緩勾配ノ空積ト爲スコト

ト

4. 石積ハ根入ヲ増シ、根固工ハ之ヲ廢止スルカ又ハ輕減スルコト

5. 水制ニハ成ル可ク幹類ヲ避ケ、主要資材少ナキ工法ヲ採
用スルコト

二、水門、閘門、暗渠

1. 主要資材僅少ナル工法ヲ選定シ、努メテ木構造又ハ石構
造等ト爲スコト

2. 流水斷面小ナル暗渠ハ土管式構造、石構造、又ハ木構造
ト爲スコト

3. 鐵筋コンクリート構造ハ極力之ヲ廢シ、コンクリート構
造又ハ煉瓦構造ト爲スコト

4. 水門ノ竇壁ハ石積工ト爲スコト

5. 扉ハ努メテ木構造ト爲シ、排水門扉ハ招扉又ハ合掌扉ト
爲スコト

三、堰堤

1. 發電堰堤又ハ洪水調節堰堤ニ於テ將來簡單ニ改築可能ナ
ル堰柱上橋梁、門扉類等ハ之ガ構造ヲ簡易ニ爲スコト

第二 材 料

一、鐵

1. 鐵線蛇籠ハ極力之ガ使用ヲ廢止シ、竹又ハ柳籠ヲ以テ代
用スルコト

2. 鐵線蛇籠ヲ使用スル場合ニ在リテモ其ノ鐵線ハ眞ニ已ム
ヲ得ガル箇所ヲ除キ十二番線迄低下スルコト

3. 木工沈床用丸鋼、詰杭等付用ボールト等ノ徑ハ前者八十

二耗其ノ他ハ九耗迄之ヲ低下スルコトヲ得ルコト

4. 粗粒沈床等ノ結束鐵線ハ棕梠繩又ハ三子繩ト爲スコト

二、砂防堰堤等ノ鋪積工ハ努メテ之ヲ混合積又ハ空積工ト爲 スコト

1. 砂防堰堤等ノ鋪積工ハ努メテ之ヲ混合積又ハ空積工ト爲
スコト

2. 粗石コンクリート工ニ於テハ玉石ノ量ヲ増スコト

三、木 材

1. 木工沈床方格材及土臺木ハ其ノ徑ヲ一乃至三纏程度低下
スルコトヲ得ルコト

2. 大聖牛、中聖牛、川倉、牛挽等ノ櫟木、栴木、前合掌等
ハ其ノ徑ヲ一乃至三纏程度低下スルコトヲ得ルコト

第一 設計基準

一、道路一般

1. 土工大ナル場合又ハ家屋移轉困難ナル場合等特別ナル場
合ニハ、計畫有效幅員ニ拘ラズ、有效幅員ハ國道ニ在リテ
ハ六・〇米、府縣道ニ在リテハ五・五米若クハ四・五米ニ止ム

2. 鐵道トノ交叉ハ之ヲ平面交叉ト爲スコトヲ得ルコト
特ニ立體交叉ト爲ス必要アル場合ハ主要資材ノ使用量僅少

ナル型式ヲ選定スルコト

二、路面

1. 路面ハ原則トシテ之ヲ砂利道又ハ碎石道ニテ耐ヘシムルコト

2. 砂利道又ハ碎石道ニテハ維持ニ耐ヘザル如キ特別ノ場合ハ

3. 鋪装ヲ爲ス場合、其ノ幅員ハ國道ニ在リテハ六・〇米、府

縣道ニ在リテハ五・五米若クハ四・五米ニ止ムルコトヲ得ルコト

三、橋梁

1. 橋梁ハ木橋、石橋等主要資材ノ使用量僅少ナル型式ヲ選

2. 木橋ノ有效幅員ハ接續道路ノ有效幅員大ナル場合ニ於テ

モ國道橋六・〇米、府縣道橋五・五米ニ若クハ四・五米ニ止ム

ルコトヲ得ルコト

3. 永久橋ニシテ將來容易ニ幅員ヲ擴大シ得ル構造ト爲ル場

合ハ其ノ有效幅員ニ關シ2ヲ適用スルコトヲ得ルコト

4. 木橋ノ徑間ハ流水ニ對シ著シク障碍トナラザル程度ニ小

ナラシムルコトヲ得ルコト

5. 木橋ノ兩端徑間ノ中央ノ桁下高ハ情況ニ應ジ、既往最高

水位上〇・五米程度迄低下スルコトヲ得ルコト

6. 木橋ノ構造ハ最大重量ノ自動車一臺ノ通過ニ耐ヘ得ル如キ强度ト爲スコトヲ得ルコト

四、其ノ他

橋臺、擁壁、側溝及排水渠等ハ鋼材ヲ使用セザル構造ヲ選定スルコト

セメントヲ使用スル場合ト雖モ、其ノ使用量ヲ可及的僅少ナル構造ト爲スコト

第二工法

1. 橋梁ノ構造又ハ碎石道ニ在リテハ、砂利、碎石及結合材等材

料ノ選定ニ留意シ、入念ナル施工ヲ爲スコト

2. 路盤ノ築造及排水ニ對シテハ特ニ充分ナル措置ヲ爲スコト

ト

二、橋梁

1. 木橋ハ格點及纏目構造ニ工夫ヲ加ヘ、鋼材ノ使用ヲ僅少

ナラシメ且ツ大型木材ノ使用ヲ避ケル工法ヲ採ルコト

2. 橋脚及橋臺ハ之ヲ木構造、石構造又ハ煉瓦構造ト爲ス等

主要資材ヲ努メテ小ナラシムル工法ヲ採ルコト

三、其ノ他

1. 擁壁及橋臺等ハ裏込土砂ノ置換、排水措置等ニ依リ、土

壓輕減策ヲ講ズルコト

2. 石積ハ法ヲ緩ニシ、又ハ控大ナル石ヲ使用スルコトニ依

リ支障ナキ限り空石積ト爲スコト

3. 高切取、又ハ盛土ニ在リテモ上部ハ土羽打ト爲シ、土

留擁壁ノ高サヲ可及的減ズルコト

4. 土羽打法ニ對シテハ芝付、排水等入念ナル法面保護ヲ爲

スコト

5. 側溝ニシテ土留ヲ要スル場合ハ石積、板柵、玉石造等ト

爲スコト

6. 排水渠ハ努メテ土管、石構造、木構造等ト爲スコト

第三節 港 灣

第一 設計基準

一、埋立地ノ高サ

1. 高潮ニ對スル特別ノ考慮ヲ要スル場合ニ在リテモ埠頭地

域ニ於テハ道路、上屋、倉庫等ノ重要部分ノ基礎面ノミヲ、

高クシ工場用其ノ他廣大ナル埋立地ニ於テハ周圍數十米幅

ヲ高クシ殘餘ハ可及的低下ヲ爲スコト

二、航路浚渫ノ幅員

1. 航路浚渫幅員ハ必要ナル最少限度（例ハ一船航路）ニ

止メ廻船場又ハ將來ノ擴幅ヲ豫想シ置クコト

第二 工 法

一、防波堤

法

令

1. 努メテ捨石堤ヲ採用シ維持、補修ニ付特別ノ注意ヲ拂フ

コト

2. 天端高ハ事情ノ許ス限り五〇粂程度低下シ、多少ノ越波

ニ備ヘテ港内諸施設及之ガ利用方法ニ付豫メ考慮シ置クコ

ト

二、鑿船岸

1. 鑿船岸ノ構造ハ輕易ナル様式ト爲スコト

2. 重力式又ハ矢板式岸壁ハ極力之ヲ避け、横棧橋、鑿船束

柱又ハ島式棧橋等ヲ選ブコト

三、物揚場、護岸、乾船渠

1. 物揚場、護岸、乾船渠ノ構造物ハ簡易ニ爲スコト

2. 前項構造物ノ法面ハ努メテ斜面式又ハ階段式ノ様式ヲ採

用シ石張、木柵等ヲ爲スコト

四、上部工

1. 鑿船曲柱、防舷工ノ間隔ヲ適宜増大スルコト

五、浚渫、埋立

1. 泊地浚渫及埋立ハ端のニ利用可能ナル如ク施行順序等ニ

付格別ノ工夫ヲ爲スコト

第三 材 料

一、鑿船岸材料

1. 鑿船岸材料ハ努メテ木材ヲ使用スルコト

2. 木材ノ使用ハ海蟲害ノ比較的僅少ナル地域(例ヘバ河港、

河口港)ニ適用シソノ命數ノ目標ハ五ヶ年ト爲スコト

二、鐵

1. 浮標ノ沈錐ハ努メテコンクリートヲ使用スルコト

2. 小型浮標ハ努メテ木材、竹材ヲ以テ代用スルコト

3. 小型繩船柱ハ努メテ石材、木材ヲ使用スルコト

三、コンクリート

1. 函塊、方塊ノ代リニ努メテ組石ヲ使用スルコト

2. コンクリート壁體ノ代リニ努メテ石張、木柵式ト爲スコト

四、其ノ他

1. 防舷工ハ努メテ粗素材、竹材等ヲ以テ代用スルコト

2. 浮橋橋用浮函ハ努メテ古材料船、木材、竹材ヲ以テ代用スルコト

1. 側壁ハ極力垂直壁ヲ廢シテ傾斜壁ト爲スコト

2. 覆蓋ハ努メテ木構造ト爲スコト

3. 緩速瀘過池ニ在リテハ努メテ瀘層ヲ薄クシテ池ノ深サヲ減少スルコト

4. 急速瀘過地底ハ努メテホイーラ、ボットムト爲シ資材ノ節約ヲ圖ルコト

第四節 上下水道

第一 設計基準

一、水量

1. 計畫ノ基本トナルベキ必要水量ハ努メテ短年度ノ將來ヲ目標トシ應急的ノ工事ニ止ムルコト

2. 將來ノ必要水量ニ付テハ充分ナル検討ヲ加ヘ極力消費ヲ抑制シタル水量ト爲スコト

第二 污水道

第三 材料

二、沈澱、瀘過、貯水

1. 水質ニ支障ヲ及ボサザル限り沈澱時間ノ短縮、瀘過速度ノ増大ニ努ムルコト

2. 配水ニ支障ナキ限り配水池貯水量ノ減少ニ努ムルコト

3. 瀘過池ハ努メテ急速瀘過池ト爲スコト

三、近接都市水道ハ努メテ共同施設ト爲スカ又ハ相互連結ヲ爲スコト

第二 工法

一、鐵管

1. 低壓ナル場所ニハヒューム管又ハ木管等ヲ使用シ、高壓ナル場所ニハ砂型遠心力鑄鐵管、エタニット管等ヲ使用スルコト
2. 内徑九〇〇絶以下ニ在リテハ從來ノ普通壓鑄鐵管ノ使用ハ極力之ヲ廢止シ低壓管ヲ用フルコト

3. 鑄鐵管類ノ接手ニハ努メテゴム又ハクボタイト等ノ代用品ヲ使用スルコト

4. 給水管トシテハ努メテ薄手鋼管又ハ代用管ヲ使用スルコト

5. 比較的低壓ナル箇所ニ埋設ジアル鑄鐵管等ハ之ヲ掘起シテ他ノ適當ナル材料及工法ヲ以テ代替シ且ツ掘起品ハ之ヲ他ノ適當ナル箇所へ活用スルコト

二、其ノ他

1. 瓶類ニ在リテハ努メテ砲金ノ使用ヲ少クスルコト
2. 給水栓及量水器ハ努メテ小型ノモノト爲シ、且ツベーカライドノ如キ代用品ヲ用フルコト

備考 工業用水並ニ下水道ニ在リテモ總テ上水道ニ準ジテ之ガ

資材ノ節約ヲ計ルコト

第一 材料一般

第五節 材 料 料

一、鋼材又ハコンクリート工作物ハ努メテ石材、木材、竹材等ヲ使用スル様工夫スルコト

二、努メテ現地材料ノ利用ヲ計ルコト

三、代用材料ハソノ適應性ヲ確メタル上、出來得ル限り之ガ使用ノ普及ヲ圖ルコト

四、使用材料ノ仕上げハ努メテ簡易化スルコト

第二 鋼 材

一、構造物ノ重要部分以外ニ於テハSS四一二代ルニSS四一×

又ハSSOOOヲ使用スルコトヲ得ルコト

二、材料試験ノ結果其ノ優秀性ノ確メラレタル鋼材ニ對シテハ

主任技術者ニ於テ其ノ許容強度ヲ最高一四〇〇粍／平方厘マデ高ムルコトヲ得ルコト

三、鋼構造物（例ハ橋梁ノ支承、人孔蓋等）ノ代リニ努メテ

筋コンクリート構造又ハ代用品ヲ使用スルコト

四、強度計算ヲ必要トセザル、又ハ一時的構造物ニハ竹筋コンクリートヲ使用スルコトヲ得ルコト

第三 セメント

一、ボートランドセメントハ努メテ高强度ヲ必要トスル構造物ニ其ノ使用ヲ止ムルコト

二、雜用セメント中ソノ強度ガ次表ニ示セル値ニ合シタルモノハ強度計算ヲ必要トセザルコンクリート構造物例ハ道路則

溝、石積用モルタル、捨コンクリート等ニ使用シテ差シ支ヘナキコト

成形後ノ日數 抗折力(延/平方厘) 耐壓力(延/平方厘)

七日 一五 五〇

二十八日 二五 一一〇

三、コンクリートノ既製品ノ普及ヲ圖ルコト

第四 木材 一、橋梁及之ニ類似ノ構造物ニ對シテ許容強度ヲ次ノ標準迄高

メルコトヲ得ルコト

第一種許容強度(延/平方厘)

曲 グ 繊維ニ平行 引張 剪断

針葉樹 一〇五 九〇 二〇 九〇 八

闊葉樹 一二〇 一二〇 三五 一一〇 一二

第二種許容強度(延/平方厘)

曲 グ 繊維ニ平行 引張 剪断

針葉樹 一四〇 一二〇 二五 一三〇 一〇

闊葉樹 一七〇 一六〇 四五 一七〇 一四

二、第一種許容應力ハ眞ニ重要ナル構造物ノミニ使用スルコト

三、第二種許容應力ハ修理容易ナル箇所及ビ假構造物ニ使用ス

ルコト

四、木材ハ努メテ加工セザル儘使用スル如ク、設計及ビ施工ヲ工夫スペキコト

第五 濾青質材料

一、アスファルトノ代用品タルボットムアスファルト、瓦斯爐及コーケス爐タルノ代リニ金屬アルミニュウム電解工場ヨリノ餘剩タールハ鋪装用トシテ使用シ得ルコト

臨時日本標準規格

土木工作物ノ構造種別選定規準

第三五五號 類別A

本規格ハ時局ニ鑑ミ臨時のニ制定シタルモノニシテ當分ノ内之ニ依ルモノトス

第一章 總 則

第一條 本規格ハ鐵鋼ノ節約ヲ圖ル目的ヲ以テ土木工作物ノ設計ニ當リテノ構造種別選定ノ規準ヲ制定シタルモノトス

第二條 土木工作物ノ構造種別ハ次ノ三種トス

一 鋼構造(鐵構造ヲ含ム)

二 鐵筋コンクリート構造

三 其ノ他ノ構造

第二章 鐵鋼構造

第三條 本規格ニ於テ鐵鋼構造トハ前條第一號及第二號ノ構造ヲ

以テ主要構造部ヲ建築スル構造ヲ謂フ

第四條 土木工作物ニシテ其ノ工作物ノ機能上當然鐵鋼構造タル

ベキモノ又ハ次ノ各號ノ一二該當シ第二條第三號ノ構造ト爲ス

コト著シク困難ナルモノニ限り之ヲ鐵鋼構造ト爲スモノトス

一 其ノ破壊ニ因リ當該工作物ノ機能ニ重大ナル支障ヲ來ス虞

アリ又ハ重大ナル災害ヲ誘發スル虞アルモノ

二 次ノ各號ノ一二該當スル重要工作物又ハ重要工作物ノ部分

(一) 水壓、波壓、風壓、土壓又ハ上載荷重著シク大ナルモノ

(二) 海水、潮風又ハ薬品等ノ影響著シク大ナルモノ

(三) 著シク軟弱ナル地盤ニ施工スルモノ

(四) 著シク大ナル徑間又ハ高サト爲スヲ要スルモノ

(五) 大ナル斷面ト爲スヲ要スル隧道

(六) 復舊甚シク困難ナルモノ

(七) 特ニ振動防止ノ要アルモノ又ハ甚シキ振動ヲ受クル處

アルモノ

三 防空上緊要ナル工作物又ハ工作物ノ部分

注意 本規準ハ近ク内閣告示ヲ以テ公示セラル、見込

内務省令第三號

昭和十八年三月五日

内務省國土局長

内務大臣 湯澤三千男
鐵道大臣 八田嘉明

各地方長官宛

土木事戰時規格設定ニ關スル件依命通牒

時局ノ緊迫セル情勢ニ鑑ミ主要資材主トシテ鐵鋼、セメント等ノ

使用ハ眞ニ緊急已ムヲ得ザル重要工事ニ集中スルト共ニ之ガ使用

ノ合理化ヲ圖リ以テ戰力增强ヲ期スルハ刻下喚緊ノ要務ナルヲ以

テ今般別紙ノ通河川、砂防、道路、橋梁、港灣、上下水道等各種

土木工事ノ戰時規格ヲ設定相成候條費縣(道、府)市町村其ノ他公

共團體等ノ施行スル土木工事ニ付テハ左記事項御留意ノ上右奉先

實施相成様格段ノ御配意相成度

追而貫管下市町村等ニ對シテモ右ノ趣旨遠カニ徹底方可然御取

計相成度尙民間ノ施行スル土木工事ニ付テモ右趣旨ニ即應スル

様御指導相成度

記

一 現ニ繼續中ノ工事ニシテ本規格ニ據ルコト技術上困難ナルモノ

ノニ付テハ從前ノ工法、設計等ニ據ルモ支障ナキコト

◎内務省令第二號

軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件中左ノ通改正

ス

昭和十八年四月一日

第四條 前各條ノ規定ニ拘ラズ権太ニ在リテハ軌道法第三條、第

五條、運輸開始記ノ場合ニ限ル)第十一條第一項(運賃其ノ他運
輸ニ關スル料金ノ制定ノ場合ニ限ル)第二項、第十四條乃至第

十六條(軌道ノ讓渡ノ場合ニ限ル)第二十二條、第二十七條及
第三十二條竝ニ第二十六條ニ於テ準用スル地方鐵道法第二十五

條、第二十七條第一項(廢止ノ場合ニ限ル)第二項、第三十五條
ノ二第二項及第三十六條ノ四(政府が買收スル場合ニ限ル)ヲ除
キ軌道法ニ基ク主務大臣ノ職權ハ権太廳長官ニ之ヲ委任ス

軌道法第十一條第二項及第二十六條ニ於テ準用スル地方鐵道法

第二十五條第一項ノ規定ニ依ル職權ハ権太廳長官モ亦之ヲ行フ
コトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎内務省令第三號

軌道建設規程中左ノ通改正ス

昭和十八年四月一日

内務大臣 湯澤三千男

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎鐵道省令第十號

軌道運轉信號保安規程中左ノ通改正ス

昭和十八年四月一日

鐵道大臣 八田嘉明

第一條第一項、第二項中「鐵道大臣」ノ下ニ「権太ニ在リテハ権太

廳長官」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎鐵道省令第十七號

鐵道大臣 八田嘉明

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

在三十五條第一項、第二項中「内務大臣鐵道大臣」ノ下ニ「権太ニ在リテハ権太

第リテハ権太廳長官」ヲ加フ

権太ニ於ケル自動車運輸營業ニ關スル件左ノ通定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎鐵道省令第九號

軌道運輸規程中左ノ通改正ス

昭和十八年四月一日

鐵道大臣 八田嘉明

第一條第一項、第二項中「鐵道大臣」ノ下ニ「権太ニ在リテハ権太

廳長官」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年四月一日

鐵道大臣 八田 嘉明

樺太ニ於ケル自動車運輸營業ニ關スル件

樺太ニ於テ昭和七年樺太廳令第十一號自動車取締令ニ依リ 樺太廳

長官ノ許可ヲ受ケタル旅客自動車運輸事業、旅客自動車運送事業

又ハ貨物自動車運送事業ニ該當スル事業ハ 昭和十八年四月一日ヨ

リ之ヲ夫々自動車交通事業法ニ依ル旅客自動車運輸事業、旅客自

動車運送事業又ハ貨物自動車運送事業ノ免許ヲ受ケタルモノトス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道廳

旭川市街車輛設計變更認可

旭川市街軌道株式會社申請に係る標記の件は最近乗車人員の激
増に伴ひ之が收容力を増加する爲座席を半數撤去し吊皮を増加せ
んとするの件右は四月七日監第五六五號を以て 内務鐵道兩大臣よ
り認可ありたり。

北海道廳

札幌市管 軌道工事方法變更認可

札幌市申請に係る標記の件は最近乗車人員の激
増に伴ひ之が收容力を増加する爲座席を半數撤去し吊皮を増加せ
んとするの件右は四月七日監第五六五號を以て 内務鐵道兩大臣よ
り認可ありたり。

東京府

東京市電 七〇〇型電車設計一部變更認可

東京市申請に係る標記の件は本年五月二十九日監第一四九〇號
を以て認可を得たる標記電車二〇輜は竣工せるも認可設計と多少
相違せるを以て出來形に合致するよう設計一部變更せんとするの
件右は三月十八日監第四一五號を以て 内務鐵道兩大臣より認可あ
りたり。

する爲(一)自南四條西四丁目一七至南四條西六丁目六延長復線
○新七二〇(二)自南四條西二丁目一五至南四條東四丁目九延長
復線一杆五〇八工事費六五、〇〇〇圓臨時建設費を以て充當せん
とするの件右は四月七日監第五五六號を以て 内務鐵道兩大臣より
認可ありたり。

北海道廳

札幌市管 軌道工事方法變更認可

札幌市申請に係る標記の件は左記區間は軌條の磨耗甚しきを以
て不良軌條を更新し其の接續法に改良を加へ運輸保安に萬全を記
東京市申請に係る標記の件は舊城東電車所屬に係る一〇型五輜

及二〇型七輌計十二輌の救助裝置は「ペーメンターフエンダー」式なるも之ら「ロックフェンダー」式に變更し事故防止の萬全を期せんとするの件右は一月十九日監第一六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

東京急行電車

讀賣遊園停留場及溝の口線々路及設備の設計並

工事方法一部變更認可

東京横濱鐵道株式會社申請に係る標記の件は溝の口線沿線地方の飛躍的なる發展の爲大なる輸送力の不足なる現狀に鑑み之を緩和する方法として軌道溝口線に地方鐵道大井町線の車輛を乗入れ

大井溝口間は直通運轉をすべく之が爲め讀賣遊園停留場に於て玉

川線と溝口線とを切り放し大井町線を延長し溝口線に接續し之に

伴ひ直通運轉可能なる如く線路停留場變更するの件右は四月五日附監第五五〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

京王電軌 停留場工事方法書一部變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は東京市都市計畫事

業道路第十八號築造工事の爲同市の委託を受け篠塚停留場構内市道踏切道を擴築し之に伴ひ遮斷機及番小屋を新設し構内側線の配

置等修建物を變更せんとするの件右は三月三十一日附監第三五九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

西武鐵道 新宿線電車設計一部變更認可

西武鐵道株式會社申請に係る標記の件は輸送能力を増大乗客混雜緩和の爲車輛設計一部變更

二〇〇形一〇輌二五〇形一〇輌

二〇〇形は兩側共座席全長の半分を千鳥形に切詰

二五〇形は兩側共座席全長の三分の一を切詰

工事費五、〇〇〇圓を以て右記變更せんとするの件右は四月七

日附監第五六三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

東京急行 議の口線と大井町線車輛を乗入運轉認可

東京横濱電鐵株式會社申請に係る標記の件は溝の口線の輸送力

増大を圖る爲本社經營地方鐵道大井町線所屬車輛所屬車輛を乗入

直通運轉せんとするの件右は四月五日附第五四九號を以て内務鐵

道兩大臣より認可ありたり。

東京府

京成電車 軌道抵當權設定認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は第十回第十二回及

第十三回物上擔保附債総計二千五百萬圓の借替及將來の事業資金調達の爲め更に一千萬圓を加へ總計三千五百萬圓の第十四回社債信託契約を株式會社日本興業銀行と締結せるを以て軌道財團の上

に第二順位の抵當權を設定せるの件右は昭和十八年一月十一日附
監第二〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

京成電氣 新三河島兩停留場信號機位置變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は新三河島町屋兩停
留場の増改築に伴ひ該停留場附近の自動閉塞信號機を上野寄二四
二米〇〇及び二二米五六各々移設せんとするの件右は三月三十一
日附監第三五八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

京成電氣 自働閉塞信號機位置變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は本年二月二十八日
庶第一六三五號届出に係る堀切菖蒲、御花茶屋兩停留場改造に伴
ひ標記信號機の位置不適當なるを以て之を移設變更するの件右は
三月二十一日附監第三六〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可あり
たり。

東京府

大曲石切橋工事方法變更認可

東京市申請に係る標記の件は標記區間は本年度軌道補修計畫に
基く軌條並枕木更新を施工する機會に軌道を道路中央に移設せん
とす尙之に伴ひ軌道構造も變更工事區間自牛込區新小川町二ノ十
番地至同區西五軒町三十四番地工事延長四二五米工事費一一三、

○五〇圓は營業收入を以て支拂ふの件右は本年四月六日附監第五
五三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都電 動客車設計變更認可

京都市申請に係る標記の件は曩に昭和三年十月三十日監第三、
三七四號を以て認可を受けたる低床ボギー客車二三輛大半撤去し
輸送力の増加を計らんとするの件右は三月十八日監第四二二號を
以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

京濱電氣 車輛構造變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は乗降場擁壁面の突
出點は軌道中心上の距離を五八粂擴張せるに付車輛乗降口の踏板
を八〇粂乃至一〇〇粂張出し乘降の際の危険を防止せんとし左記
輛數を變更の件右は昭和十七年十二月三十日附監第二七八號を以
て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

神戸市營 軌道工事方法變更認可

神戸市申請に係る標記の件は須磨及び板橋線より高松和田岬線
に通勤する軍需工業從業員は近時著しく激増し兩線の交叉點を
留場に兩線を結ぶ連結線を新設し之れに伴ひ其他工事方法を一部

變更せんとするの件右は四月七日附監第五六二號を以て 内務鐵道
兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神電氣 機設物使用期限延長認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は内務省施行に係る

住吉川改修工事未完了に因る尙機設物の内角落を撤去し分岐器及

單線運轉は從前通りとするの件右は二月二十日監第二四四號を以て 内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市旅客運賃制定認可

名古屋市申請に係る標記の件は客年三月十三日監第一、八四一

號を以て工事施行の認可を得目下施行中なる名古屋驛前那古野町

間の旅客運賃を已に實施中の運賃制を適用せんとするの件右は三

月九日監第三五三號を以て 内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

岐阜縣

名古屋鐵道 竹鼻鐵道會社合併認可

名古屋鐵道及竹鼻鐵道株式會社申請に係る標記の件は名古屋鐵

道名岐線西笠松驛を起點として大須に至る一六一糠の竹鼻鐵道經

營に係る軌道を名古屋鐵道に吸收合併せんとするの件右は二月二

十七日監第二七五號を以て 内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

靜岡縣

靜岡電氣 車輛設計變更認可

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は時局下旅客の増加
に伴ひ輸送力の增强と之が乗降を圓滑ならしめんが爲座席の半數
を撤去みんとするの件右は一月十九日監第三八七號を以て 内務鐵
道兩大臣より認可ありたり。

靜岡縣

靜岡電氣鐵道 車輛設計變更認可

車「チルドホキール」車輛なるも其の磨耗甚しき爲之を「ステイ
ルタイヤー」に變更するの件右は一月十九日附監第三八九號を以
て 内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

群馬縣

東武鐵道 軌道工事方法變更の件

東武鐵道株式會社申請に係る標記の件は高崎濱川間軌條は磨耗

甚しく且乗客激増の爲左記區間變更

一、變更區間

自高崎驛前起點三糠二一八・六八至二〇糠二四七・一六
二〇・五一一・〇九至二〇・九二一・四七

計一七糠四三八米八六

二、變更軌條二五疋ヨ字形軌條(現在二五疋ステップ軌條)

相生線太田大間々間(地方鐵道)軌條更換に依り生ずる軌條を充

當す。

三、工事費八六、〇四二圓（豫備金）を以て支拂せんとするの件
右は三月十八日附監第四二〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

三重縣

神都交通 工事方法書中一部變更認可

神都交通株式會社申請に係る標記の件は姉妹會社たる三重鐵道株式會社に電力供給の爲新設變電所（濱田變電所）の必要を生じこれに要する電動機を既設變電所（中山變電所）の豫備電動機を流用せんとするの件右は四月七日附監第五六四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

三重縣

中勢鐵道 會社解散決議認可

中勢鐵道株式會社申請に係る標記の件は客年十月十九日監第二七一號及監第二七一八號を以て許可相成りたり全線營業廢止今般之が實施に伴ひ定款に記載せる營業目的は總て消滅せるに依り二月一日附を以て解散せんとするの件右は一月三十日附監第一九八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

宮城縣

仙臺市營 電車讓受並設計變更認可

仙臺市申請に係る標記の件は本市電氣軌道に於て旅客運輸の現況は最近益々乗客の激増を來し現有車輛にては應じ得ざる状態に

有り之れが對策として江之島電氣株式會社所屬車輛を讓受け一部設計變更を施し使途せんとするの件右昭和十八年四月六日附監第五五四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

福島縣

福島電鐵 車輛設計變更認可

福島電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は車體安全率を増強せんが爲客車に對し輪軸距二三四糪を三〇〇〇糪に變更するの件右は昭和十八年四月六日附監第五五六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

岩手縣

花卷電鐵 車輛增備認可

花卷電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は近時著しく託送貨物激増し所屬車輛にては到底之に應じ不得るを以て四輪無蓋貨車二輛を増備し貨物輸送の萬全を計らんとするの件は三月十八日監第四一七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

